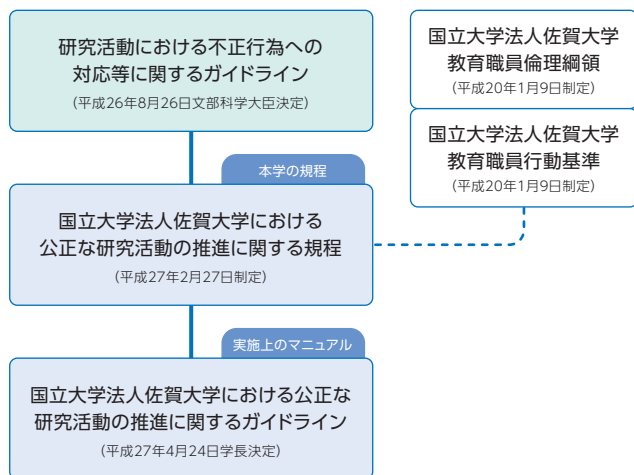
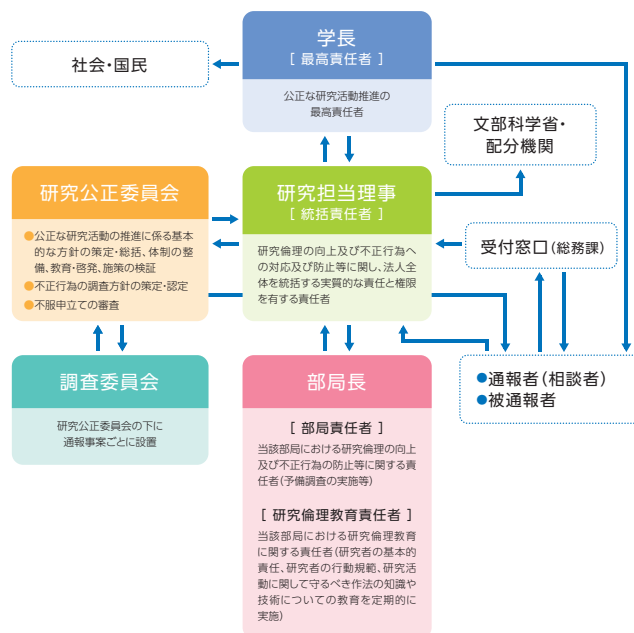


研究公正にかかる規程等体系



公正な研究活動の推進に関する体制



公正な研究活動の推進のために

研究活動に携わる皆さまへ

「公正な研究活動の推進」に関する問い合わせ先

佐賀大学学術研究協力部 研究協力課

TEL 0952(28)8401 FAX 0952(28)8883
e-mail kyoryoku@mail.admin.saga-u.ac.jp

本学の「公正な研究活動の推進」に関する
ホームページのURL
<http://www.saga-u.ac.jp/kokusai/kenkyukatsudou.html>

通報・相談窓口

佐賀大学総務部総務課

〒840-8502 佐賀市本庄町1番地
TEL 0952(28)8113 FAX 0952(28)8118
e-mail soumux3@mail.admin.saga-u.ac.jp



佐賀大学
SAGA UNIVERSITY
2016年3月

佐賀大学
SAGA UNIVERSITY

研究者の責務

研究者は、次の事項を十分認識し、以下の1~5の責務を果たす。

不正行為が学術研究そのものに対する背信行為であり、学術研究に対する社会の信頼を揺るがし、学術研究の発展を妨げるものであること

不正行為が研究者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものであること

1. 研究の公正性の十分な認識、研究倫理の自律的・継続的な習得
2. 習得した研究倫理の後進への伝達、高い研究の公正性が自律的に維持される風土の醸成
3. 若手研究者が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な支援・助言等がなされる環境の整備
4. 共同研究の代表責任者は、研究目的や内容、業務、役割分担、責任等の明確化、共同研究者間の相互理解により、不正行為防止の実効的な取組の検討・推進
5. 国際共同研究に当たっては、不正行為の範囲や研究遂行上のルール・慣習の国ごとの差違を認識し、研究機関間の覚書等に不正行為への対応、研究の公正性確保の観点を規定

不正行為とは

- | | |
|------------|---|
| ①捏造 | 存在しないデータ、研究結果等を作成すること |
| ②改ざん | 研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること |
| ③盗用 | 他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該他者の了解又は適切な表示なく流用すること |
| ④その他不適切な行為 | 不適切なオーサーシップ、二重投稿、利益相反、研究評価における不適切な取扱い(論文等の査読等ピアレビューにおける不当な取扱い等) |

上記、①から④までに掲げる行為の証拠を隠滅し、又は立証を妨げること

不正行為の対象となるもの

- 投稿論文など、発表された研究成果に関するもの
- 発表された研究成果とは、研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示したうえで、科学コミュニティに向かって公開し、内容を吟味・批判を受けたもの(インターネット上でのディスカッションを含む)

具体例 投稿論文、ディスカッションペーパー、学会等における口頭発表など

※大学院教育の一環として作成される学位論文は、研究不正行為の対象とはならない(学術雑誌等に投稿されたものは対象)

研究倫理教育の履修

研究者は、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育(研究倫理教育)を履修するとともに、指導的立場の研究者は、学生及び若手研究者に対する研究倫理教育及び啓発を実施しなければなりません。
なお、不正を事前に防止し、不正を抑止する環境を整備するため、研究者に加えて、事務系職員等の研究支援人材に対する倫理教育についても、実施します。

研究データ等の保存及び開示

研究者は、公的な資金によって実施された研究の成果やその基となる研究データ等は、公的資産としての性格を有するものであること、仮に不正行為の疑義が生じた場合に、研究者が自身の研究活動の正当性を証明する必要があること、第三者による検証可能性を確保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、必要な場合には開示しなければなりません。

